事務連絡

令和３年８月２６日

　社会福祉施設等管理者　様

高知県子ども・福祉政策部長

国による「まん延防止等重点措置」を踏まえた社会福祉施設等における

対応及び感染拡大防止対策の徹底について（通知）

本県では、令和３年８月19日付けで「非常事態（紫）」による通知を発出したばかりですが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、昨日25日、国による特定地域からのまん延を押さえるための対応である「まん延防止等重点措置」が適用されました。

各施設等におかれましては、今一度、下記の対応等に留意していただきますようお願いいたします。

　併せて、別紙「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」にある「対応方針」につきまして、再度、施設内で周知いただき、職員から利用者に感染することのないよう、一人一人が対応を徹底するようお願いします。

記

１　サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、引き続き、感染防止対策に留意のうえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いします。

２　事業継続にあたっての取扱い等について

利用者のサービス利用自粛や、事業所において利用人数の制限等を実施した場合等において、利用者等の意向を確認したうえで、できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合は、報酬の対象とすることが可能となりますので、事前に市町村に相談してください。

３　感染拡大防止対策について

改めて、別添、令和２年10月15日付け厚生労働省老健局ほか事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」を全職員に周知してください。

４　感染の疑いが生じた場合について

利用者や職員の感染が疑われる場合は、直ちに主治医または協力医療機関（集団感染が疑われる場合や短期間に同様の症状で複数名が発症した場合は、保健所）にご相談いただき、他者との接触を避ける対策を講じてください。

ウイルス検査の実施については、検査協力医療機関と連携して実施してください。

（参考「新型コロナウイルス感染症に伴うウイルス検査のおおまかな流れ」）

５　感染が発生した場合の報告について

利用者や職員に感染が発生した場合は、別紙「報告書」により、速やかにご報告ください。

※本通知及び別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」

（令和２年10月15日付け厚生労働省事務連絡）、参考「新型コロナウイルス感染症に伴うウイルス検査の

おおまかな流れ」及び別紙「報告書」は、

障害福祉課ホームページ→新型コロナウイルスに関する通知（通知年月日：令和３年５月25日）

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/2020060500089.htmlに掲載しています。

【担当課】高知県障害福祉課

TEL:088-823-9635　FAX:088-823-9260